



うちなー健康経営宣言

第 1935 号

令 和 6 年 11 月 1 日 登録
令 和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

大変革期の車社会の中で、どういう会社が生き残れるのか？あるべき姿なのか？を考え、100年企業を目指す中でも、地元に必要不可欠な会社でありたいという思いから、社員一同明るく、素直に、元気よくの会社モットーを掲げ、人生一度きりを合言葉に心身ともに生涯健康を目指した経営に取り組んで行きます。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。(100%)
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせるように努める。(目標100%)
3. 健診の結果、有所見者となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出されることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う
6. 食生活の改善に取り組む
7. 運動機会の増進に取り組む
8. 感染症予防に取り組む
9. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する